

## 1. 目的

この要綱は、全国健康保険協会秋田支部（以下、「協会けんぽ秋田支部」という。）が作成した健康経営宣言ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものです。

## 2. 使用者

ロゴマークを使用するためには、協会けんぽ秋田支部の健康経営宣言にエントリーする必要があります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ① テレビ、新聞、雑誌などの報道関係機関が報道目的に使用する場合。
- ② 地方公共団体が健康経営宣言事業の周知などのために使用する場合。

## 3. 使用料

ロゴマークの使用料は無料です。

## 4. 使用条件

ロゴマークの使用にあたっては、別に定めるデザインマニュアルを遵守し、適正に使用してください。

## 5. 使用を認めない場合

- ① 協会けんぽ秋田支部の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- ② 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- ③ ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合。
- ④ 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合。
- ⑤ 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- ⑥ その他、協会けんぽ秋田支部が不相当と認めた場合。

## 6. 使用状況等の調査

協会けんぽ秋田支部は、マークの適正な活用を図るため必要と認める場合、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができますものとし、

## 7. 使用の禁止

- ① 現にロゴマークの使用が開始された後において、使用条件に違反した場合、または上記5に該当することが明らかになった場合、協会けんぽ秋田支部はロゴマークの使用を禁止するものとし、その場合、使用者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤収等を行ってください。
- ② 協会けんぽ秋田支部は、使用者が前項の規定により使用を禁止されたことによって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負いません。

## 8. 使用者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任は使用者に帰すものとし、使用者は誠意をもって必要な措置を講じなくてはなりません。

## 9. 権利

ロゴマークに関する一切の権利は、協会けんぽ秋田支部に帰属します。

## 10. その他

この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取り扱いについて必要な事項は、協会けんぽ秋田支部が別に定めるものこととします。

## 11. 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行します。